

世帯の収入が大きく減少し、学費等の支援が必要になったみなさんへ

世帯(父母、本人等)の収入が大きく減った場合、下記の制度による支援を行っています。

詳しくは岐阜県教育財務課(058-272-1111)にお問い合わせください。



1

県立高等学校授業料の減免・納入期限延長制度

内 容

授業料の減免・納入期限延長

申請時期

随時受付

留意事項

就学支援金を受給されている方は、
すでに授業料の支援を受けているため対象外

2

高校生等奨学給付金制度 (高校に在学中の方)

内 容

授業料以外の教科書費、学用品等を支援
世帯の状況に応じた額を支給

申請時期

在学する学校よりご案内します。

留意事項

家計急変の状況確認が必要

3

県奨学金の緊急採用制度 (高校・大学に在学中の方)

内 容

奨学金の支給 高校生:月額18,000円~57,000円
大学生:月額16,000円または32,000円

申請時期

随時受付

留意事項

卒業後返還の必要あり ※無利子

4

県奨学金の返還猶予制度 (県奨学金返還中の方)

内 容

経済的に困難な状況にあると認められる場合に
返還を猶予 ※給与収入の場合、年間収入見込額が300万円以下

申請時期

随時受付

留意事項

1回の申請につき最長1年間の猶予 ※再申請により延長可
その他、大学等へ在学している期間についても猶予制度あり